

市川市病児保育事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、児童の保護者が安心して子育てができる環境を整備し、子育てと就労の両立を支援するため、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第13項に規定する病児保育事業を実施する施設の開設者に対し、市川市病児保育事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、市川市補助金等交付規則（平成8年規則第36号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業)

第2条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、市川市病児保育事業実施要綱（平成29年3月27日施行。以下「実施要綱」という。）第6条に規定する基準を満たす同条第1項の病児対応型事業実施施設又は実施要綱第17条に規定する基準を満たす同条1項の病後児対応型事業実施施設（以下これらを「実施施設」という。）を新たに整備する事業とする。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象となるものは、市内に設置された実施施設の開設者であって、市長が認めるものとする。

(補助対象経費)

第4条 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は補助対象事業に要する経費であって、次に掲げるものとする。

- (1) 実施施設の改修に要する経費及び実施施設において補助対象事業の実施に要する備品の購入費（以下「改修費等」という。）
- (2) 実施施設の賃貸借に係る賃貸料及び礼金（実施施設の開設日の属する月の前月分のものに限る。以下「賃借料等」という。）

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、次に掲げる額のうち、いずれかの低い額とする。

- (1) 補助対象経費の実支出を合計した額（当該額に1,000円未満の端数

が生じたときは、これを切り捨てた額。)ただし、前条第1号にあつては4,000,000円、同条第2号にあつては600,000円を上限とする。

(2) 総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額

(交付の申請)

第6条 規則第3条第1項の申請書は、市川市病児保育事業費補助金交付申請書(様式第1号)によるものとする。

2 前項の申請書の添付書類は、次のとおりとする。

(1) 補助対象事業に係る予算書又は支出予定額の内訳を確認することができる書類

(2) 改修費等に係る補助にあつては、改修工事の見積書及び該当箇所の平面図又は購入予定備品の見積書又は金額の明記されたカタログ等

(3) 賃借料等に係る補助にあつては、賃貸契約書の写し並びに、契約期間及び賃借料の額が確認できる書類

(4) その他市長が必要と認める書類

3 第1項の申請書の提出は、市長が別に定める期間に行うものとする。

(決定の通知)

第7条 規則第6条の規定による通知は、市川市病児保育事業費補助金交付可否決定通知書(様式第2号)により行うものとする。

(実績報告)

第8条 規則第13条の実績報告書は市川市病児保育事業費補助金実績報告書(様式第3号)によるものとする。

2 前項の実績報告書の添付書類は、次に掲げるとおりとする。

(1) 補助対象経費の領収書の写し又は事業者に、補助対象経緯の振込を行ったことを証する書類

(2) 改修費に係る補助にあつては、改修工事を実施した箇所又は購入した備品の一覧

(3) その他市長が認める書類

3 第1項の実績報告書の提出期限は、補助金の交付の決定を受けた日の属す

る年度の末日とする

(額の確定)

第9条 市長は、規則第15条の規定により補助金の額を確定したときは、市川市病児保育事業費補助金額確定通知書(様式第4号)により補助金の交付決定を受けたものに通知するものとする。

(交付の請求)

第10条 規則第16条の交付請求書は、市川市病児保育事業費補助金交付請求書(様式第5号)によるものとする。

(交付の特例)

第11条 市長は、補助金の一部を概算払により交付することができる。

2 規則第17条第2項の交付請求書は、市川市病児保育事業費補助金概算払請求書(様式第6号)によるものとする。

3 前項の請求書には、市長が必要と認める書類を添付するものとする。

(補助金の精算)

第12条 前条の規定により補助金の概算払を受けたものは、前条の規定による補助金の額の確定の通知を受けたときは、速やかに、当該額の確定に基づく補助金の精算をしなければならない。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日等)

1 この要綱は、平成27年3月31日から施行し、改正後の別表の規定は平成26年4月1日から適用する。

(経過措置)

2 改正後の別表の規定は、平成26年度以後の年度分の市川市病後児保育事業費補助金(以下「補助金」という。)について適用し、平成25年度分までの補助金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日等)

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 新要綱の規定は、令和3年度以後の年度分の市川市病児保育事業費補助金（以下「補助金」という。）について適用し、令和2年度分までの同補助金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日等)

- 1 この要綱は、平成29年8月7日から施行し、改正後の別表の規定は、同年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表の規定は、平成29年4月1日以後に交付の申請があった市川市病後児保育事業費補助金（以下「補助金」という。）について適用し、同日前に交付の申請があった補助金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日等)

- 1 この要綱は、平成30年12月18日から施行し、改正後の別表の規定は、同年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表の規定は、平成30年度以後の年度分の市川市病児保育事業費補助金（以下「補助金」という。）について適用し、平成29年度分までの補助金については、なお従前の例による。

(施行期日等)

- 1 この要綱は、令和元年11月22日から施行し、改正後の規定は、平成31年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表の規定は、令和元年度以後の年度分の市川市病後児保育事業

費補助金（以下「補助金」という。）について適用し、平成30年度分までの補助金については、なお従前の例による。

別表を削る。

様式第1号から様式第5号までを別紙のように改める。

様式第5号の次に別紙の1様式を加える。

附 則

（施行期日等）

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の市川市病児保育事業補助金交付要綱の規定は、令和3年度以後の年度分の市川市病児保育事業費補助金について適用し、令和2年度分までの同補助金については、なお従前の例による。

